

5 受けられる医療サービス(給付)は……

○入院時食事(生活)療養費

入院したときは、一定の食事代等を負担すれば、残りは広域連合が負担します。

*入院時食事代の自己負担額(1食当たり)

現役並み所得者、一般		260円
低所得者Ⅱ(※) (住民税非課税世帯に属する方)	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ(※) (低所得者Ⅱのうち、その世帯の世帯員の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方(年金収入80万円以下))		100円

○高額療養費

1か月(同じ月内)に支払った医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた場合に支給されます。一度申請すると、次回からは指定された口座に自動的に振込みされます。

*自己負担限度額(月額)

	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12か月以内に4回以上支給があった場合、4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ(※)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※)	8,000円	15,000円

○葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に50,000円支給されます。

○高額介護合算療養費

同じ世帯内の介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算額が高額になったときは、限度額を超えた分の払い戻しを受けることができます。

○その他受けられる給付

医師の指示により、治療用器具等を購入した場合(療養費)、緊急かつやむをえない理由で転院などの移送に費用がかかった場合(移送費)、訪問看護を利用した場合(訪問看護療養費)は、医療の給付を受けることができます。

※入院時の窓口負担額や食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口提示する必要があります。お住まいの市町村で申請手続きをしてください。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村後期高齢者医療担当課 または 秋田県後期高齢者医療広域連合
〒010-0951 秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館1階
【業務課】 TEL.018-853-7155
【総務課】 TEL.018-838-0610 FAX.018-838-0611
ホームページ <http://www.akita-kouiki.jp/>

後期高齢者医療制度 (長寿医療制度) のごあんない

ポイント1

75歳以上の方
(一定の障害がある方は65歳以上)
が対象です。

ポイント5

今までと同様に
医療サービスが
受けられます。

ポイント2

制度の運営は
各都道府県に設けられる
広域連合が
行います。

ポイント3

医療費の窓口負担は
1割です。
(現役並み所得者は3割です。)

ポイント4

保険料は
一人ひとりお支払い
いただきます。

日本は、国民皆保険により、世界最高の長寿、医療水準を実現しましたが、今後、少子高齢化が進み、国民医療費のうち特に高齢者の医療費が増大していくことが見込まれています。

このような状況において、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、高齢者世代と現役世代の負担の明確化を図り、1割を高齢者の保険料、4割を現役世代の支援金、5割を公費負担とする後期高齢者医療制度が創設されました。

この制度は、子や孫の世代にわたって国民皆保険を守り、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民全体で支えあう制度です。

ポイント

1 制度の加入者(被保険者)は.....

秋田県内に住む75歳以上の方及び65歳～74歳の一定の障害があると認定された方です。

加入する日

75歳以上の方

75歳の誕生日から



65歳～74歳の一定の障害があると認定された方

市町村に申請し認定を受けた日から



※生活保護受給者は、後期高齢者医療制度の被保険者にはなりません。
※一定の障害がある方は、お住まいの市町村の担当窓口を通じて広域連合に申請し、広域連合の認定を受けた日から被保険者となります。

ポイント

2 制度を運営するのは.....

秋田県内のすべての市町村が加入する『秋田県後期高齢者医療広域連合』です。

各種手続きはお住まいの市町村窓口で受付しています。



広域連合が行うこと

- 保険料の決定
- 医療費等の支払い(給付)
- 被保険者の認定
- 保健事業の実施

市町村が行うこと

- 保険証の引渡し
- 保険料の徴収
- 住所変更等の届出受理
- 給付等の申請受付

ポイント

3 医療費の負担割合は.....

病気やけがで診療を受けたとき(療養の給付)の医療機関窓口での負担割合は、1割(現役並み所得者は3割)となります。

75歳となる方には、1人に1枚新しい『後期高齢者医療被保険者証』が交付されます。この保険証には窓口負担割合として「1割」または「3割」が記載されています。診療を受けるときは、かならず提示してください。



ポイント

4 保険料は.....

- ・被保険者(加入者)一人ひとりに、保険料を納めていただきます。
- ・保険料を決める基準(保険料率)は、2年ごとに設定され、お住まいの市町村にかかわらず、秋田県内で均一となります。
- ・保険料額は、次の方法を組み合わせて個人ごとに決まります。



秋田県における保険料(年額)の決め方

平成20年度・平成21年度

保険料
(限度額50万円)

= 均等割額
被保険者1人当たり
38,426円

+ 所得割額
所得×所得割率
7.12%

- ※年度途中で75歳になった方は加入月数に応じた保険料となります。
- ※均等割額は世帯の所得に応じて軽減されます。
- ※会社の健康保険等の被扶養者であった方は加入後2年間は均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金受給額等によって、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りに分かります。

特別徴収(年金からの徴収)

原則として、年額18万円以上の年金受給者は、年金支給の際に保険料が引かれます。

※後期高齢者医療(長寿医療)の保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

普通徴収(納付書などで納入)

特別徴収の対象とならない方は、市町村が定める納期内に納入通知書(納付書)や口座振替等で保険料を納めます。

○特別徴収(年金からの徴収)から口座振替に切り替えることができます。

次の方は、市町村の担当窓口へ申請することで、切り替えができます。

- ・これまで市町村の国民健康保険に加入していて、直近2年間の保険税を確実に納めている方(本人)
- ・年金収入180万円未満の方で、世帯主や配偶者(連帯納付義務者)の口座から振替できる方

※この場合、保険料を納付した世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用されます。また、特別徴収される方は、ご本人に社会保険料控除が適用されます。

注意! 次のような方は切り替えができません。

- ・国保の保険税が直近2年間完納されていない方
- ・会社の健康保険等の被保険者であった方等、これまで保険料を源泉徴収されていた方